

加藤産業株式会社

第77回定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2023年12月22日（金曜日）午前10時

開催場所 兵庫県西宮市松原町8番5号
加藤産業株式会社 本社南館4階大会議室

インターネット等又は書面による議決権行使期限
2023年12月21日（木曜日）午後5時30分まで

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
 - 第6号議案 社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

<株主の皆様へ>

- 株主総会の議決権行使は、当日ご出席のほか、インターネット等又は書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。
- 迅速かつ効率的な議事運営のため、会場でのご質問は
お一人さま1問に限らせていただきます。
- 株主総会での株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第77回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法についてのご案内	4
事業報告	6
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告	35
株主総会参考書類	41

証券コード 9869
2023年12月4日

株 主 各 位

兵庫県西宮市松原町9番20号
加 藤 産 業 株 式 会 社
取締役社長 加 藤 和 弥

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.katosangyo.co.jp/irinfo/shareholders_meeting/



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「加藤産業」又は「コード」に当社証券コード「9869」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合はインターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2023年12月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時

2. 場 所 兵庫県西宮市松原町 8 番 5 号
加藤産業株式会社 本社南館 4 階 大会議室
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第77期(2022年10月1日から2023年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期(2022年10月1日から2023年9月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案 社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 会社法改正により、電子提供措置事項については、前記インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 新型コロナウイルスの感染状況等により、本総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、事前にご確認賜りますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.katosangyo.co.jp/>



議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で 議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後5時30分受付分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年12月22日（金曜日）
午前10時

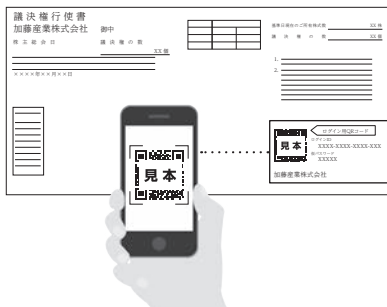
インターネット等による議決権行使のご案内

- ・当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) から、行使期限までに賛否をご入力いただくことによるのみ行使可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは保守・点検のため取扱いを休止します。）
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で重複して、議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等又は書面（郵送）にて事前に議決権行使をされた株主様が当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。
- ・議決権行使集計の都合上、お早めに行ってくださいようお願い申し上げます。
- ・ご不明な点がございましたら、次頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

QRコードを読み取る方法

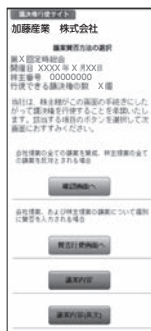
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

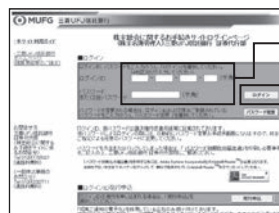
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

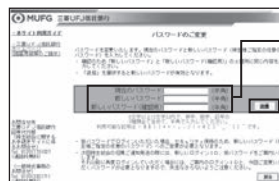
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
（通話料無料／受付時間 午前9:00～午後9:00）

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、コロナ禍が収束して社会経済活動が平常に向かう中、政府による政策効果等により景況感は緩やかに回復しておりますが、世界的な金融引き締め政策の長期化による海外景気の下振れリスクや中国経済の先行き懸念、為替相場の見通し、今後の日銀による金融政策の動向など、国内景気の先行きは不透明な状態が続いております。

食品流通業界におきましては、消費者の食生活や購買行動の多様化が進むとともに、小売業の業種・業態を超えた競争が激しくなっております。さらに、コロナ禍からの経済活動の正常化の中で、原材料価格も含めた仕入価格や人件費・エネルギー価格等のコストアップに、円安の影響も加わり、商品の値上げが断続的に実施される状況が続いております。また、商品の値上げ等により家計への負担感がさらに増すことで、日常生活関連消費については生活防衛意識が一層強くなると予想されます。そして、コロナ禍からの行動制限解除により外食関連需要に回復が見られる一方、家庭内消費に関連する需要は堅調ではあるものの、物価上昇に伴う節約志向の進行による消費マインドの冷え込みが顕在化してまいりました。

このような状況に対して当社グループは、グループミッションである『豊かな食生活を提供して人々の幸せを実現すること』を目指して、デジタル技術の活用も含めた取引先との取組み強化、業務の見える化・見直し及び生産性向上に取り組み、付加価値を高める営業活動・業務活動を進めてまいりました。そして、2023年10月には、当社のジャム類等の製造事業を株式会社グリーンウッドファクトリー（兵庫興農株式会社より商号変更）へ承継し、グループ内で卸売事業と製造事業に特化する体制へ変更することにより、製造機能の充実と事業の成長を目指してまいります。また、菓子卸売事業の中間持株会社である加藤菓子ホールディングス株式会社を設立し、管理業務の集約化・一元化等を通してさらなる生産性の向上と営業力の強化を進め、今後の菓子卸売事業拡大の基盤を構築してまいります。

海外事業におきましては、今後の当社グループの成長戦略の一つとして位置づけ、マレーシア・ベトナム・シンガポール・中国国内での食品卸売事業の展開を図っており、日本を含めたアジア地域における食品流通事業の強化を進めてまいりました。そして、2023年4月にはベトナムの食品卸売会社であるNam Khai Phu Service Trading Production Joint Stock Companyの株式を取得、2023年10月にはシンガポールの食品卸売会社であるTeo Soon Seng Pte.Ltd.の株式を取得して、両社を連結子会社として両国での確固たる卸売業グループとなることを目指し、今後も東南アジアを中心に海外事業全体のさらなる拡大を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は、既存得意先を中心とした取引の増大に加えて、外食関連需要の回復による取引の増加もあり、前期に比べて6.2%増加して1兆993億91百万円となり、営業利益は167億31百万円（前期比24.7%増）、経常利益は185億1百万円（前期比20.2%増）となりました。そして、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に固定資産売却益等を計上したこともあり、前期に比べて6.4%増加の120億2百万円となりました。

(2) **設備投資並びに資金調達の状況**

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、84億90百万円で、その主なものは、当社における工場の新設工事及び物流センターの新設工事等であります。

その所要資金は、自己資金及びリース契約によっております。

(3) **重要な企業再編等の状況**

- ① 当社は、ベトナム社会主義共和国に本社を置くNam Khai Phu Service Trading Production Joint Stock Companyについて、2023年4月3日に株式を取得し、連結子会社といたしました。
- ② 当社は、当連結会計年度後の2023年10月1日を効力発生日として、当社の事業の一部を当社完全子会社である兵庫興農株式会社へ吸収分割を行いました。なお、同日をもって、兵庫興農株式会社の社名を株式会社グリーンウッドファクトリーへ変更しております。
- ③ 当社は、シンガポールに本社を置くTeo Soon Seng Pte.Ltd.について、当連結会計年度後の2023年10月17日に株式を取得し、2024年9月期に連結子会社とする予定であります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 2020年9月期	第 75 期 2021年9月期	第 76 期 2022年9月期	第 77 期 (当連結会計年度) 2023年9月期
営 業 収 益 (百万円)	1,104,695	1,137,101	1,035,664	1,099,391
経 常 利 益 (百万円)	13,209	13,281	15,387	18,501
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,051	8,385	11,276	12,002
1株当たり当期純利益 (円)	253.91	238.32	329.95	356.94
総 資 産 (百万円)	368,676	384,102	400,792	452,867
純 資 産 (百万円)	129,563	135,560	140,188	155,709
1株当たり純資産額 (円)	3,497.82	3,757.48	4,018.57	4,452.56

- (注) 1. 第76期より、従来「売上高」としていた表示科目について、「営業収益」に変更しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期の期首から適用しており、第76期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが、自主独立の経営を維持し成長を続けるためには、卸売業の基本機能の充実とともに、環境の変化に即した対応策を実行することにより、年度業績目標を着実に達成し、成果を積み上げることが重要な課題と認識し、鋭意取り組んでおります。

直面する課題として、食品流通業界におきましては、消費者の食生活や購買行動の多様化が進むとともに、小売業の業種・業態を超えた競争が激しくなっております。さらに、コロナ禍からの経済活動の正常化の中で、原材料価格も含めた仕入価格や人件費・エネルギー価格等のコストアップに、円安の影響も加わり、商品の値上げが断続的に実施される状況が続いております。また、商品の値上げ等により家計への負担感がさらに増すことで、日常の生活関連消費については生活防衛意識が一層強くなると予想されます。そして、コロナ禍からの行動制限解除により外食関連需要に回復が見られる一方、家庭内消費に関連する需要は堅調ではあるものの、物価上昇に伴う節約志向の進行による消費マインドの冷え込みが顕在化してまいりました。

このような状況に対して当社グループは、卸売業としての基本機能である営業と物流が連携を取りながら総合力を発揮して、デジタル技術の活用も含めて取引先との取組み関係をより一層強化し、強みである提案型営業をさらに推進するなど、営業機能を強化してまいります。加えて、自社ブランド商品については、商品開発や販促施策、消費者との接点作りなどにおいてブランド価値を上げながら拡売し、収益の確保を図ってまいります。一方、物流費をはじめとした諸経費に関しては、物流関連企業との連携強化や機械化・デジタル化の推進等により、全ての業務を見直して生産性を向上させ、コストの抑制及び経営の効率化を進めてまいります。今後の当社グループの成長戦略の一つである海外事業では、特にマレーシアにおいては同国最大級、ベトナム及びシンガポールにおいても同国で有力な卸売業グループとして、引き続き日本を含めたアジア地域における食品流通事業の一層の強化を進めてまいります。

社員教育につきましては、組織の強化に向けたマネジメント層を対象とした研修、営業力強化のための営業研修、当社グループの次代を担う若手人材の教育等に引き続き力を注いでまいります。また、与信管理につきましては、与信区分及び信用取引限度額を与信管理システムにより定期的に見直し、不良債権の発生防止に努めてまいります。

そして、自然災害等の緊急事態発生時において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするためのBCP（事業継続計画）を策定・整備し、緊急時に備えての教育・訓練等を継続的に実施してまいります。

なお、「企業の社会的責任」につきましては、本業を誠実に遂行することを基本として、内部統制システムの整備・運用を維持しつつ、さらに統制レベルの向上を目指すとともに、コンプライアンスをはじめ、企業に求められる様々な社会問題への対応にも真摯に取り組んでまいります。

また、サステナビリティに関する取り組みに関しましては、サステナビリティ基本方針を定めるとともにサステナビリティ委員会を設置し、「脱炭素」「フードロス&ウェイスト」「資源循環」「多様な人財の活躍」の4つのマテリアリティ（重要課題）の解決に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、当社グループの持続的成長を目指してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

当社グループは食品卸売業を主な事業内容とし、さらに物流及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

(7) 主要拠点 (2023年9月30日現在)

① 当社

本 社 (本 店)	兵庫県西宮市松原町9番20号
東 京 本 部	東京都大田区大森中1丁目2番28号
支 社 及 び 製 造 工 場	北海道支社(北海道)、東北支社(宮城県)、東関東支社(東京都)、北関東支社(東京都)、南関東支社(東京都)、中部支社(愛知県)、北近畿支社(大阪府)、南近畿支社(大阪府)、西近畿支社(兵庫県)、中四国支社(広島県)、九州支社(福岡県)、上郡工場(兵庫県)

② 子会社

食 品 卸 売 業	Lein Hing Holdings Sdn.Bhd.(マレーシア)、Merison (M) Sdn.Bhd. (マレーシア)、Naspac Marketing Pte.Ltd.(シンガポール)、Song Ma Retail Co., Ltd.(ベトナム)、Nam Khai Phu Service Trading Production Joint Stock Company(ベトナム)、Toan Gia Hiep Phuoc Trading Co., Ltd.(ベトナム)
低 温 食 品 卸 売 業	ケイ低温フーズ株式会社(兵庫県)
酒 類 ・ 食 品 卸 売 業	三陽物産株式会社(大阪府)、ヤタニ酒販株式会社(大阪府)
菓 子 卸 売 業	カトー菓子株式会社(愛媛県)、株式会社植嶋(和歌山県)
製 造 業	和歌山産業株式会社(山形県)、兵庫興農株式会社(兵庫県)
物 流 業	マンナ運輸株式会社(京都府)、カトーロジスティクス株式会社(兵庫県)

(8) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,327 (390) 名	+117 (△46) 名

(注) 臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,134 (201) 名	+11 (△47) 名	41.0歳	15.7年

(注) 臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Malaysia Berhad	2,322百万円
MUFG Bank (Malaysia) Berhad	1,582百万円
株式会社三井住友銀行	1,295百万円
Military Commercial Joint Stock Bank	353百万円

なお、当事業年度において、当社の借入金はありません。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
Lein Hing Holdings Sdn.Bhd.	1,494	100.00	食品・日用雑貨卸売業
ケイ低温フーズ株式会社	1,200	61.25	低温食品卸売業
三陽物産株式会社	670	51.00	酒類・食品卸売業
Song Ma Retail Co., Ltd.	120	100.00	食品卸売業
Naspac Marketing Pte.Ltd.	105	100.00	食品卸売業
ヤタニ酒販株式会社	100	100.00	酒類・食品卸売業

当社の連結子会社は上記に記載の6社を含む25社、持分法適用会社は10社（非連結子会社9社及び関連会社1社）であります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 72,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,000,000株
- ③ 株主数 6,398名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,351千株	9.96%
三井物産株式会社	3,153	9.37
三菱商事株式会社	1,787	5.31
株式会社プラスダブル	1,280	3.80
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	931	2.77
株式会社加藤興産	850	2.52
キューピー株式会社	841	2.50
ハウス食品グループ本社株式会社	838	2.49
カゴメ株式会社	731	2.17
JP MORGAN CHASE BANK 385632	715	2.12

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式1,375,021株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3. 持株比率は自己株式 (1,375,021株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	加藤和弥	
専務取締役	山中謙一	営業本部長兼グループ営業担当 カトー酒販株式会社代表取締役社長
常務取締役	太田尚史	営業本部副本部長 北海道・東北・関東地区担当
常務取締役	中村考直	営業本部副本部長 広域流通担当兼中部地区担当
常務取締役	菅公博	営業本部副本部長 近畿・中四国・九州地区担当
取締役	日比啓介	ロジスティクス本部長兼物流事業担当 カトーロジスティクス株式会社代表取締役社長
取締役	打田雅俊	東関東支社長
取締役	次家成典	管理本部長兼グループ管理担当兼海外事業担当 兼総務部長 加藤S Cアジアインベストメント株式会社代表取締役社長
取締役	大西高司	中四国支社長
取締役(社外取締役)	八十川祐輔	株式会社ワイノット代表取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO
取締役(社外取締役)	海保理子	Office Kaiho代表
取締役(社外取締役)	青木英彦	学校法人東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授 株式会社ワールド社外取締役
常勤監査役	中島嘉幸	
監査役(社外監査役)	山村幸治	日本山村硝子株式会社代表取締役社長執行役員
監査役(社外監査役)	森内茂之	公認会計士森内茂之事務所代表 株式会社コンダカホールディングス監査等委員である社外取締役 ガイドグループホールディングス株式会社社外監査役

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 監査役森内茂之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は、取締役八十川祐輔氏、取締役海保理子氏、取締役青木英彦氏、監査役山村幸治氏並びに監査役森内茂之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を設定しております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の国内子会社の取締役及び監査役であり、その保険料については全額当社が負担しております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議する内容について独立役員と事前に協議し、答申を受けております。

なお、2021年12月17日付で、取締役会の諮問機関として「ガバナンス委員会」を設置しました。

a.基本方針

取締役の報酬は、企業価値の最大化に寄与することを目的に設計しており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬である基本報酬及び退職慰労金の他に、変動報酬である短期インセンティブとなる業績連動報酬により構成し、社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとする。また、監査役の報酬については、あらかじめ株主総会で決議された範囲内で基本報酬のみを支給する。

b.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(基本報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

- ・取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与の水準等も考慮しながら、別に定める内規に基づいて決定し、毎月支給する。
- ・退職慰労金は別に定める内規に基づいて算出し、株主総会の承認を経て決定し、株主総会の決議後一定の時期に支給する。

c.業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

(業績連動報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬は、企業活動の最終的な成果である各事業年度の連結及び単体の経常利益を業績指標とし、役位別に設定した支給率を乗じて算出した金額に基づき、毎年一定の時期に支給する。

d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、業績連動報酬の評価及びその具体的な額の決定としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の役割及び業務執行の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の決議に際しては、独立社外役員を過半数とするガバナンス委員会にて、客観的視点から審議・答申を受けるものとしております。

(ii) 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等は、ガバナンス委員会にて事前に協議した上で、取締役会にて決議された決定方針に基づく報酬基準に従って支給されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(iii) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	274 (18)	169 (18)	83 (-)	21 (-)	12 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	23 (8)	23 (8)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	298 (26)	193 (26)	83 (-)	21 (-)	15 (5)

- (注) 1. 株主総会の決議 (1988年12月16日改定) による取締役報酬限度額 (使用人兼務取締役の使用人分の給与を除く) は年額350百万円であり、監査役報酬限度額は年額50百万円であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役の員数は3名であります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額23百万円を支払っております。
3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額83百万円 (取締役 (社外取締役を除く) 9名に対し83百万円)。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額21百万円 (取締役 (社外取締役を除く) 9名に対し21百万円)。
4. 業績連動報酬は、企業活動の最終的な成果である各事業年度の連結及び単体の経常利益を業績指標とし、その実績の推移は1.(4) 財産及び損益の状況に記載のとおりであります。当社の業績連動報酬は、役位別に設定した支給率を乗じて算出されております。
5. 取締役会は、代表取締役社長加藤和弥に対し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任しております。権限の内容及び委任理由等は上記 (i) (ii) に記載のとおりであります。

④ 役員退職慰労引当金の残高

当事業年度末現在の役員退職慰労引当金残高（当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額を除く）は、次のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く） 9名に対し 212百万円

⑤ 社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	八十川 祐 輔	株式会社ワイノット 代表取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO	特別な関係はありません。
社外取締役	海 保 理 子	Office Kaiho 代表	特別な関係はありません。
社外取締役	青 木 英 彦	学校法人東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授 株式会社ワールド 社外取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	山 村 幸 治	日本山村硝子株式会社 代表取締役社長執行 役員	特別な関係はありません。
社外監査役	森 内 茂 之	公認会計士森内茂之事務所 代表 株式会社コシダカホールディングス 監査等 委員である社外取締役 ダイドーグループホールディングス株式 会社 社外監査役	ダイドーグループホールディ ングス株式会社と当社は取引 関係がありますが、直近の取 引実績により主要な取引先 には該当いたしません。その 他の兼職先については、特別 な関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	八十川 祐 輔	同氏は当事業年度中に開催の取締役会16回すべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。
社外取締役	海 保 理 子	同氏は当事業年度中に開催の取締役会16回すべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。
社外取締役	青 木 英 彦	同氏は当事業年度中に開催の取締役会16回すべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。
社外監査役	山 村 幸 治	同氏は当事業年度中に開催の取締役会16回すべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度中に開催の監査役会16回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	森 内 茂 之	同氏は当事業年度中に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、公認会計士としての専門的見地に基づき、当社の経営執行等の適法性について、独立した立場から客観的で有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度中に開催の監査役会16回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地に基づき、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(iii) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社定款第26条及び第33条の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない時は、法令の定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	75百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、Lein Hing Holdings Sdn.Bhd.、三陽物産株式会社、Song Ma Retail Co., Ltd.及びNaspac Marketing Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

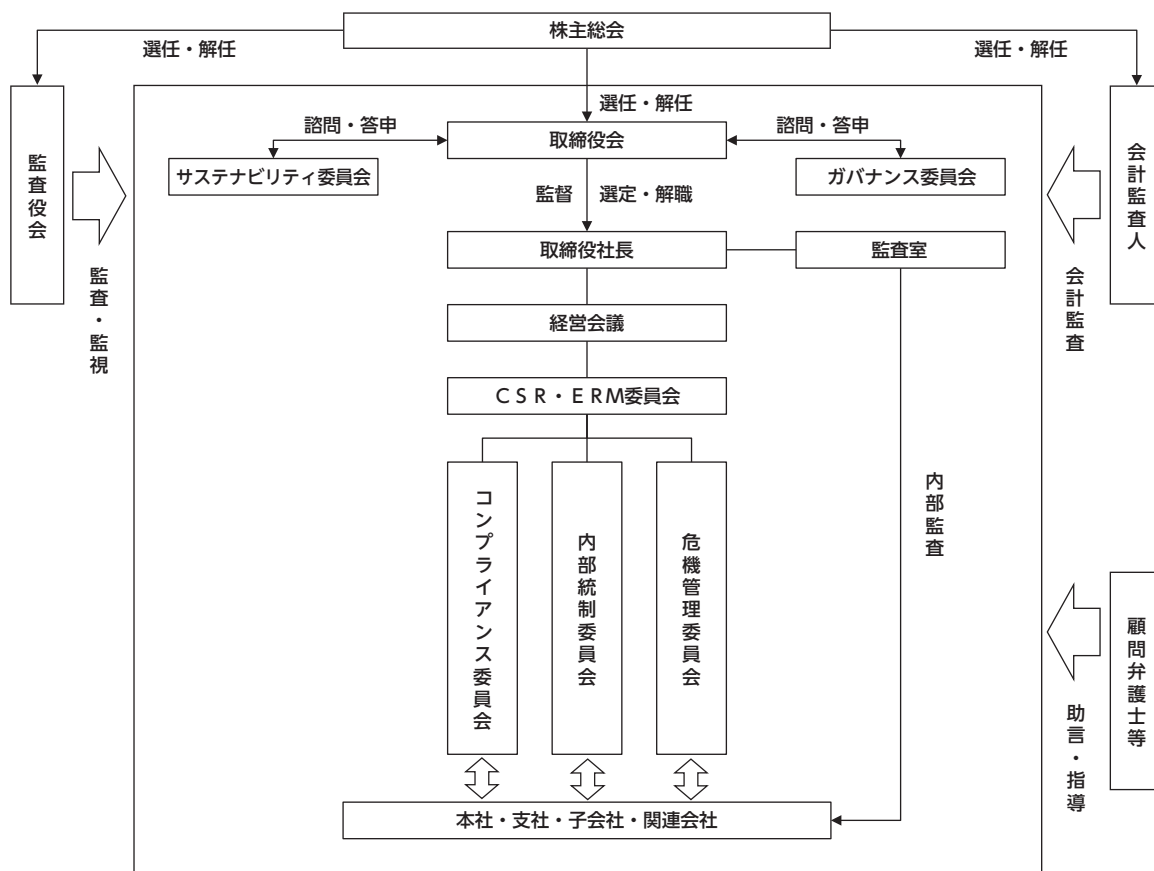
3. 会社の体制及び方針

(1) 当社の企業統治の体制

当社は、コーポレート・ガバナンスを「株主・取引先・従業員・社会に対する継続的な企業価値の増大」を図るための経営統治機能と位置づけております。

したがってステークホルダーのための利益を追求すると同時に、社会の構成員として法令・社会規範を遵守しつつ、適切な経営活動を推進する統治体制の確立に取り組んでおり、そのため取締役の任期を1年とするとともに、社外取締役を設置しております。また、取締役の業務執行を厳正に監視するため、監査役についても、その半数以上を社外監査役としております。

< 当社の現在のコーポレート・ガバナンス体制図 >



(2) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（いわゆる「内部統制システム構築の基本方針」）は、以下のとおりです。

(1) 当社並びに子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「加藤グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社並びに子会社のすべての取締役及び使用人は、法令・社会規範を遵守するとともに、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、社外取締役を継続的に選任し、公正かつ適正に業務を執行する。
- ② 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期是正を図るため、内部者通報制度による「ホットライン」を設置するとともに、コンプライアンス担当取締役を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、関連部署と連携してコンプライアンス体制の一層の整備・充実を図る。
- ③ コンプライアンスの推進については、経営理念、コンプライアンス方針を当社並びに子会社のすべての取締役及び使用人に、社内会議並びに研修を通じて周知徹底し、高い倫理観に基づいて誠実に行動する企業風土を醸成する。
- ④ 内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性を監視し、問題点を認めたときは、取締役社長に対し改善を勧告する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たない。また、管理担当取締役を責任者として、企業防衛対策協議会に加盟して情報の収集、研修に努めるとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては警察等の外部関係機関と連携し組織的に対処する。

(2) 財務報告に係る内部統制の体制

- ① 取締役社長は「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。
- ② 取締役社長は「内部統制規程」を定め、管理本部長又は管理担当取締役を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、内部統制の中で発生した問題の対応・解決に当たる。

(3) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱管理規程」「情報システム管理規程」に従い、文書及び電磁的媒体に記録されたものを整理・保存するとともに、情報漏洩を防止する。
- ② 個人情報及び個人データに関しては、「特定個人情報取扱規程」「個人情報保護管理規程」「個人情報及び個人データの管理に関する手引」の遵守を徹底する。

- (4) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 経営リスク管理体制として、営業本部長を委員長とした「危機管理委員会」を常設し、関連部署は担当取締役とともにリスク管理体制を構築し、重大な危機発生時には、取締役社長を本部長とした「対策本部」を迅速に立ち上げ、事態の対応に当たる。
 - ② 対策本部は、リスクのカテゴリー別に対応する責任部署を定め、リスク管理の実効性を高めるための対策を策定し実施する。
 - ③ 営業本部長は、想定されるリスクに対応する「リスク管理規程」を管理し、指導する。
 - ④ 危機管理委員会は、想定されるリスクの影響度を評価し、危機管理委員会の組織体制の確立、危機対応マニュアルの整備を進めるとともに、定期的な危機対応訓練によるリスク管理教育を実施する。
- (5) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役の職務執行を決定するために、定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項については、取締役社長主催の経営会議において執行方針を事前に協議したうえで、取締役会で決議する。
 - ② 当社並びに子会社の取締役の職務執行については、「取締役会規程」「経営会議規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「関係会社管理規程」及び「稟議取扱規程」において責任と権限並びに執行手続きについて定め、業務の効率的運営及び責任体制を確立する。
 - ③ 当社の取締役は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役が適正かつ効率的な運営に資するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言や指導を行う。
- (6) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社並びに子会社は、法令・社会規範を遵守するとともに、「加藤グループ行動規範」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。
 - ② 当社並びに子会社のコンプライアンス体制は、当社CSR推進部を事務局とし、管理本部長が統括管理する。
 - ③ 当社並びに子会社のリスク管理体制は、当社社長室を事務局とし、営業本部長が統括管理する。
 - ④ 当社並びに子会社の監査については、当社の内部監査室が「監査規程」に基づき実施する。
 - ⑤ 子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、「重要な報告事項」を定め定期的に報告を求める。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、必要に応じて取締役社長と協議のうえ、職務を補助すべき使用人として内部監査室員を指名し、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ② 指名期間中の当該使用人に対する指揮権は監査役に移譲され、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役及び使用人は、会社の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為、会社に著しい損害を招く恐れがある事実、会社の業務に著しく不当な事実、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ② 当社の監査役へ報告を行った当社並びに子会社の取締役及び監査役並びに使用人に対し、報告したことを理由にして不利な取扱いを行うことを禁止し、それを当社並びに子会社の取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
 - ③ 当社の監査役は、取締役の意思決定に関し善管注意義務・忠実義務等の履行状況を監視・検証するために、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、必要があると認められるときは、当社並びに子会社の取締役及び監査役並びに使用人に説明を求めるとともに、意見を述べる。
 - ④ 当社の監査役は、必要に応じて代表取締役と意見を交換する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、情報収集のための権限を確保し、独任性を尊重しつつ効率的に職務を実行するとともに、子会社の監査役、内部監査室及び会計監査人と常に緊密に連携し情報交換を行い、相互補完、相互牽制を図りながら監査の実効性を高める。
 - ② 監査役は、監査の実施にあたり必要な場合には、弁護士、公認会計士等の専門家を活用する。
 - ③ 監査役がその職務執行により生ずる費用又は債務について、前払い等の請求をしてきたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用が職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役12名（うち、社外取締役3名）で構成されており、経営に関する決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と取締役の責任の明確化を図るための執行役員制度を採用することで、環境の変化に即応することができる経営体制を構築しております。

取締役会には取締役及び監査役3名（うち、社外監査役2名）が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

当社では、コンプライアンス担当取締役である管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会が、関連部署と連携して法令等遵守の強化を図っております。さらに、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、管理本部長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その設備・運用状況をチェックし、内部統制を推進しております。また、評価方法の適時見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。自然災害や食品事故等の経営リスク管理については、営業本部長を委員長とする危機管理委員会にて体制の整備・運用状況を確認しております。

取締役社長は、自らを委員長とするCSR・ERM委員会にて、これらの活動状況を確認し、横断的な意思決定・改善指示を行っております。

常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席し、重要書類を随時確認するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況に関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。また、「コンプライアンス」「内部統制」「危機管理」それぞれの課題について3つの委員会から報告を受けるとともに、社外取締役に独立した立場から意見をもらうことで、経営監視機能の強化及び向上を図っております。さらに、当社グループの監査役、内部監査室及び会計監査人と常に緊密に連携し、定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。

5. 資本政策に関する基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指して、「健全な財務基盤の確立」「持続的成長に向けた投資」「株主還元」の3つのバランスを取ることを基本といたします。

(1) 健全な財務基盤の確立

当社グループが事業を継続し、社会にとって食のインフラ機能としての役割を維持させるために、充実した自己資本を確保し、健全な財務基盤を確立いたします。

(2) 持続的成長に向けた投資

当社グループが事業を継続するために、各種機能の拡充・維持を目的とした新規投資・更新投資及び人材への投資を行っていくとともに、当社グループが競争力を確保して成長し続けるために、既存事業の収益力向上及び新規事業の開発などへの投資も積極的に行ってまいります。

(3) 株主還元

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、安定的かつ業績に見合う適正な配当を維持いたします。

自己株式の取得については、資本効率の向上も勘案して、当社の業績や資本の状況、株式市場の状況など総合的に判断し、必要に応じて機動的に実施いたします。なお、保有する自己株式については、将来的な活用方法など総合的に判断し、必要に応じて消却を実施いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、上記「5. 資本政策に関する基本方針 (3)株主還元」に記載の方針に基づいて、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととし、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保につきましては、経営基盤のさらなる強化に向けて、物流機能の充実、情報システムの高度化及び新規事業投資等に積極的に活用してまいりたいと考えております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、2023年8月10日に公表いたしました1株につき50円(うち、特別配当3円)とすることを予定しております。これに伴い、すでにお支払いしております中間配当1株につき47円を合わせた年間配当は1株につき97円となります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	311,377	流 動 負 債	272,252
現金及び預金	85,045	支払手形及び買掛金	246,559
受取手形	1,359	短期借入金	5,646
売掛金	183,321	リース債	1,300
リース投資資産	720	未払	11,453
商品及び製品	33,288	未払費用	314
仕掛品	4	未払法人税等	3,093
原材料及び貯蔵品	352	未払消費税等	344
その他の	7,921	賞与引当金	1,375
貸倒引当金	△637	役員賞与引当金	96
固 定 資 産	141,489	その他の	2,066
有 形 固 定 資 産	50,618	固 定 負 債	24,905
建物及び構築物	20,474	リース債務	8,374
機械装置及び運搬具	1,902	繰延税金負債	7,715
工具、器具及び備品	1,212	役員退職慰労引当金	443
土地	24,471	退職給付に係る負債	5,453
リース資産	1,066	資産除去債務	172
建設仮勘定	1,031	その他の	2,746
その他の	458	負 債 合 計	297,158
無 形 固 定 資 産	7,285	純 資 産 の 部	
のれん	1,463	株 主 資 本	127,068
ソフトウェア	5,689	資本金	5,934
電話加入権	45	資本剰余金	8,551
その他の	86	利益剰余金	116,442
投 資 そ の 他 の 資 産	83,585	自己株式	△3,859
投資有価証券	56,465	その他の包括利益累計額	22,649
差入保証金	6,016	その他有価証券評価差額金	20,149
投資不動産	2,896	繰延ヘッジ損益	1
繰延税金資産	375	為替換算調整勘定	2,345
退職給付に係る資産	2,833	退職給付に係る調整累計額	153
リース投資資産	10,203	非支配株主持分	5,991
その他の	4,852	純 資 産 合 計	155,709
貸倒引当金	△58	負 債 純 資 産 合 計	452,867
資 産 合 計	452,867		

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業上の営業収益	1,066,072	1,099,391
その他の営業収益	33,319	
営業上の営業原価	992,913	1,021,364
その他の営業原価	28,451	
売上総利益		73,158
営業総利益		78,027
販売費及び一般管理費		61,295
営業利益		16,731
営業外収益	1,149	2,380
受取利息及び配当金	62	
持分法による替換資産の取扱い	18	
不動産賃貸収入	642	
支不償還の電	122	
営業外費用	385	
支不償還の電	224	
倒引当金の繰入	267	
支不償還の電	21	
支不償還の電	46	
支不償還の電	52	610
経常利益		18,501
特別利益	43	485
固定資産売却益	435	
投資有価証券売却収入	7	
特別損失	42	177
固定資産売却損	20	
投資有価証券売却損	99	
投資有価証券解約	1	
棚卸資産の廃棄	7	
事業再編	6	
税金等調整前当期純利益		18,809
法人税、住民税及び事業税	5,861	5,902
法人税等調整額	41	
当期純利益		12,906
非支配株主に帰属する当期純利益		904
親会社株主に帰属する当期純利益		12,002

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当連結会計年度期首残高	5,934	8,532	116,384	△12,709	118,141
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,093		△3,093
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			12,002		12,002
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 消 却			△8,850	8,850	－
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減		19			19
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	19	58	8,849	8,926
当連結会計年度末残高	5,934	8,551	116,442	△3,859	127,068

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当連結会計年度期首残高	15,067	7	1,883	24	16,983	5,062	140,188
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△3,093
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							12,002
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 消 却							－
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減							19
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	5,081	△6	461	128	5,665	928	6,594
当連結会計年度変動額合計	5,081	△6	461	128	5,665	928	15,521
当連結会計年度末残高	20,149	1	2,345	153	22,649	5,991	155,709

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年9月30日現在)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
		百万円			百万円
流 動 資 産		230,731	流 動 負 債		207,008
現金及び預り	金 手	75,930	買掛金	金 務	182,087
受取掛手	金	431	リ ー ス 債	金	1,154
売掛金	金	129,921	未払金	金	7,562
商品及び製品	資 産	720	未払費用	用	162
仕掛品	品	19,270	未払法人税等	金	2,296
原材料及び貯蔵品	品	3	前払り	金	15
前払費用	用	126	前受	金	12,600
前未払	金	64	前受引当金		27
短期貸付	金	795	賞与引当金		1,017
短期倒引	金	679	役員賞与引当金		83
固定資産	産	491	固 定 負 債		21,760
有形固定資産	産	△657	リース負債	務	7,966
建物	物 産	136,561	繰延税金負債	債	7,457
構築物	物 置 産	42,160	退職給付引当金	金	3,851
機械及び装置	具 備	15,958	役員退職慰労引当金	金	233
車両運搬具	品	664	資産除却負債	務	104
工具、器具及び備品	地 産	1,216	その他	他	2,146
土地	地 産	751	負債合計		228,769
建物	定 産	21,539	純 資 産 の 部		
建設仮勘定	定 産	1,000	株 主 資 本		119,252
無形固定資産	産	1,029	資本	金	5,934
ソフトウェア	ア 産	5,720	資本剰余金	金	8,806
リース加入資産	権	5,605	資本準備金	金	8,806
電話加入資産	産	86	利益剰余金	金	108,372
電話その他の資産	産	28	利益準備金	金	889
投資その他の資産	産	88,680	その他利益剰余金	金	107,483
関係会社株	式 金	49,911	固定資産圧縮積立金	金	860
関係会社出資	金	19,581	別途積立金	金	105,500
関係会社貸付	金	188	繰越利益剰余金	金	1,122
長期貸付	金	85	自己株式		△3,859
差敷	金	603	評価・換算差額等		19,271
建設投資	金	917	その他有価証券評価差額金	金	19,270
前払年金費用	用 産	2,219	繰延ヘッジ損益		0
前払投資	産	78	純 資 産 合 計		138,523
前倒引当	金	1,487	負債純資産合計		367,292
前倒引当	金	2,442			
前倒引当	金	10,203			
前倒引当	金	1,465			
前倒引当	金	△497			
前倒引当	金	△7			
資産合計		367,292			

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営 業 上 収 益	651,378	674,706
営 業 上 収 益 高 益 価 値 増 加 額	23,327	
営 業 外 収 益	604,179	623,195
営 業 外 収 益 高 益 価 値 増 加 額	19,016	
営 業 上 総 利 益		47,199
営 業 上 総 利 益		51,510
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		38,472
営 業 外 利 益		13,038
営 業 外 収 益		2,021
受 取 配 当 金	73	
受 取 替 引 当 金	1,004	
為 替 差 入	7	
貸 倒 引 当 金 戻 入	26	
不 売 雑 収	528	
雑 収	120	
営 業 外 収 入	260	
支 払 利 貸 費	27	
支 払 賃 借 費	267	
支 払 電 気 費	45	
支 払 雑 損	20	
経 常 利 益		360
経 常 利 益		14,699
特 別 利 益		471
特 別 利 益 増 加 額	28	
特 別 利 益 増 加 額	435	
特 別 利 益 増 加 額	7	
特 別 利 益 増 加 額	38	
特 別 利 益 増 加 額	20	
特 別 利 益 増 加 額	99	
特 別 利 益 増 加 額	7	
特 別 利 益 増 加 額	0	
特 別 利 益 増 加 額	1	
特 別 利 益 増 加 額	6	
特 別 利 益 増 加 額		174
税 引 前 当 期 純 利 益		14,996
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,440	4,527
法 人 税 等 調 整 額	87	
当 期 純 利 益		10,469

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2022年10月1日から2023年9月30日まで）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計			
		資本準備金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
			固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	百万円 5,934	百万円 8,806	百万円 889	百万円 871	百万円 97,900	百万円 10,185	百万円 109,846	百万円 △12,709	百万円 111,877	
当 期 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の取崩				△10		10	－		－	
別途積立金の積立					7,600	△7,600	－		－	
剰余金の配当						△3,093	△3,093		△3,093	
当 期 純 利 益						10,469	10,469		10,469	
自己株式の取得								△0	△0	
自己株式の消却						△8,850	△8,850	8,850	－	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	△10	7,600	△9,063	△1,474	8,849	7,375	
当 期 末 残 高	5,934	8,806	889	860	105,500	1,122	108,372	△3,859	119,252	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	百万円 14,521	百万円 6	百万円 14,527	百万円 126,405
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△3,093
当 期 純 利 益				10,469
自己株式の取得				△0
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,749	△5	4,743	4,743
当期変動額合計	4,749	△5	4,743	12,118
当 期 末 残 高	19,270	0	19,271	138,523

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年11月9日

加藤産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 久 木
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 河 野 匡 伸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、加藤産業株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、加藤産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年11月9日

加藤産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 久 木
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 河 野 匡 伸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、加藤産業株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画において監査の方針、重点監査項目、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、WEB会議システム等を経由した手段を活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にWEB会議システム形式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月9日

加藤産業株式会社

監査役会

常勤監査役

中 島 嘉 幸 ㊟

監 査 役 (社外監査役)

山 村 幸 治 ㊟

監 査 役 (社外監査役)

森 内 茂 之 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、安定的かつ業績に見合う適正な配当を維持することを基本方針としております。また、内部留保につきましては、経営基盤のさらなる強化に向けて、物流機能の充実、情報システムの高度化及び新規事業投資等に積極的に活用してまいりたいと考えております。

また、第76期期末配当より3期にわたり、1株につき3円の特別配当の実施を公表しており、当期も3円の特別配当を実施させていただきたいと存じます。

上記の方針に基づき、第77期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円（うち、特別配当3円）

総額 1,681,248,950円

（注）中間配当として1株につき47円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当は1株につき97円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年12月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 変更案第17条は、委任型執行役員制度の導入に伴い、社外取締役比率の向上等により取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役の員数の上限を25名から12名に減員させるものであります。
- (2) 変更案第13条及び第21条は、株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長からあらかじめ取締役会が定めた取締役に変更するものであります。
- (3) 変更案第34条は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき自己株式の取得及び剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となるように新設するものです。またこれにより内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）の規定を削除の上、現行定款第36条（中間配当及び基準日）を変更することにより機動的に株主の皆様への還元を行えるようにするためのものであります。なお、会社法第460条第1項（株主の権利の制限）に基づく定款の定めは設けないことから、現行定款第35条に基づき、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。
- (4) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（自己の株式の取得）	（削 除）
第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第13条 （条文省略） （招集権者及び議長）	第7条～第12条 （現行どおり） （招集権者及び議長）
第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第13条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第17条 （条文省略）	第14条～第16条 （現行どおり）

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>25</u>名以内とする。</p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第36条 当社は、毎年3月31日を基準日として、<u>取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第18条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項</u>の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第33条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金等の配当等の決定機関)</u></p> <p>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の<u>中間配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社は前項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、委任型執行役員制度の導入に伴い業務執行の効率化のため4名減員し、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	属性	現在の当社における地位及び担当	在任年数	
1	加藤 和弥	再任	代表取締役社長	28年	
2	中村 考直	再任	常務取締役 営業本部副本部長 広域流通担当 兼中部地区担当	8年	
3	日比 啓介	再任	取締役 ロジスティクス本部長兼物流事業担当	7年	
4	次家 成典	再任	取締役 管理本部長兼グループ管理担当 兼海外事業担当兼総務部長	6年	
5	大西 高司	再任	取締役 中四国支社長	2年	
6	八十川 祐輔	再任	社外 独立	社外取締役	8年
7	海保 理子	再任	社外 独立	社外取締役	5年
8	青木 英彦	再任	社外 独立	社外取締役	2年

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	<div data-bbox="273 344 394 379" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> か とう かず や 加 藤 和 弥 (1969年7月10日生)	1994年3月 当社入社 1995年12月 当社取締役社長室長 1996年10月 当社取締役物流部長 1997年12月 当社取締役ロジスティクス担当兼営業企画部長 1999年4月 当社取締役ロジスティクス担当兼営業担当補佐 1999年12月 当社常務取締役ロジスティクス担当兼営業担当補佐 2000年3月 当社常務取締役システム本部長・営業本部長補佐 2001年12月 当社専務取締役管理本部長・システム本部長・ 関連事業本部長 2003年12月 当社代表取締役社長 2012年12月 当社代表取締役社長システム本部長 2016年12月 当社代表取締役社長情報システム担当 2019年12月 当社代表取締役社長 (現任)
	(所有する当社株式の数) 53,388株	(重要な兼職の状況) 重要な兼職はありません。
■取締役候補者とした理由		
<p>加藤和弥氏は、食品流通業界における幅広い人脈と企業経営者としての豊富な経験を有しており、人格・見識ともに優れております。当社においては、2003年12月から代表取締役社長を務め、長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <p style="text-align: center;">なかむらとしなお 中村考直 (1967年9月7日生)</p>	<p>1991年4月 当社入社</p> <p>2008年10月 当社中部支社名古屋支店長</p> <p>2011年4月 当社広域流通部長</p> <p>2013年12月 当社執行役員広域流通部長</p> <p>2014年12月 当社執行役員広域流通部長兼ブランド事業部長</p> <p>2015年12月 当社取締役営業本部長補佐広域流通部長兼ブランド事業部長</p> <p>2017年8月 当社取締役営業本部長補佐兼広域流通担当兼ブランド事業部長</p> <p>2018年12月 当社常務取締役営業本部長補佐兼広域流通担当兼ブランド事業部長兼ブランド事業・海外事業担当</p> <p>2019年4月 当社常務取締役営業本部長補佐兼広域流通担当兼ブランド事業・海外事業担当</p> <p>2019年12月 当社常務取締役営業本部副本部長兼広域流通担当兼ブランド事業・海外事業担当</p> <p>2021年12月 当社常務取締役営業本部副本部長 広域流通担当兼ブランド事業担当兼中部地区担当</p> <p>2022年12月 当社常務取締役営業本部副本部長 広域流通担当兼中部地区担当 (現任)</p>
	(所有する当社株式の数) 20,445株	(重要な兼職の状況) 重要な兼職はありません。
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>中村考直氏は、営業分野において豊富な業務経験と知見を有しております。また、自社ブランド商品強化並びに安定収益の確保に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> ひ び けい すけ 日 比 啓 介 (1965年12月28日生)	1989年 4 月 当社入社 2010年10月 当社ロジスティクス部長 2014年12月 当社執行役員システム本部副本部長 兼ロジスティクス部長 2016年12月 当社取締役ロジスティクス本部長兼ロジスティクス部長 2018年12月 当社取締役ロジスティクス本部長兼ロジスティクス部長 兼物流事業担当 2019年 1 月 当社取締役ロジスティクス本部長 兼物流事業担当 (現任)
(所有する当社株式の数) 6,500株		(重要な兼職の状況) カトーロジスティクス株式会社代表取締役社長
■取締役候補者とした理由 日比啓介氏は、ロジスティクス部門において豊富な経験と知見を有し、現在、当社取締役ロジスティクス本部長兼物流事業担当として、物流の分野において当社を牽引しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> つぐ いえ しげ のり 次 家 成 典 (1972年9月24日生)	1995年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社総務部付部長 (ケイ低温フーズ株式会社出向) 2015年12月 当社総務部長兼環境管理部長 2016年12月 当社執行役員総務部長兼環境管理部長 2017年12月 当社取締役管理本部副本部長兼総務部長兼環境管理部長 2018年 4 月 当社取締役管理本部副本部長兼総務部長 2018年12月 当社取締役管理本部長兼グループ管理担当 2021年12月 当社取締役管理本部長兼グループ管理担当 兼海外事業担当 2022年10月 当社取締役管理本部長兼グループ管理担当 兼海外事業担当兼総務部長 (現任)
(所有する当社株式の数) 183,181株		(重要な兼職の状況) 加藤 S C アジアインベストメント株式会社代表取締役社長
■取締役候補者とした理由 次家成典氏は、主に管理部門の業務に従事し、豊富な経験と知見を有しております。また、制度改革等によりコーポレート・ガバナンス及び経営管理の分野において当社を牽引しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>おおにし たかし</small> 大西高司 (1967年10月13日生)	1992年 5 月 当社入社 2015年 2 月 当社中四国支社松山支店長 2019年 4 月 当社中四国支社長 2019年12月 当社執行役員中四国支社長 2021年12月 当社取締役中四国支社長 2022年 5 月 当社取締役中四国支社長兼広島支店長 2022年10月 当社取締役中四国支社長 (現任)
(所有する当社株式の数) 4,100株		(重要な兼職の状況) 重要な兼職はありません。
<p>■取締役候補者とした理由 大西高司氏は、主に営業に関する業務に従事し、幅広い取引先との関係を築いてまいりました。また、営業力の強化並びに安定収益の確保に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> <small>やしおかわ ゆうすけ</small> 八十川祐輔 (1965年10月22日生)	1989年 4 月 日本電信電話株式会社入社 1999年 1 月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社 2013年 5 月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ入社 同社ディレクター 2015年 8 月 株式会社ワイノット設立 同社代表取締役 (現任) 2015年12月 当社社外取締役 (現任) 2018年 9 月 株式会社unerry社外取締役 (現任) 2019年 2 月 MYCARE Hawaii Inc. CEO (現任)
(所有する当社株式の数) 一株		(重要な兼職の状況) 株式会社ワイノット代表取締役 MYCARE Hawaii Inc. CEO
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 八十川祐輔氏は、コンサルティング会社をはじめ幅広い業界において、成長戦略及び中期経営計画の策定と実行支援、財務戦略・資本政策の策定、グループ会社マネジメント等の企業経営の重要な経験を豊富に有しております。上記の理由により、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、経営全般について客観的な助言を行い、当社の持続的な成長とコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> かい ほ あや こ 海 保 理 子 (1962年1月29日生)	2000年9月 フィデリティ証券株式会社入社 同社オンライン証券・新規事業推進部長 2006年9月 株式会社日立コンサルティング入社 同社金融事業部シニア・ディレクター 2010年5月 日本IBM株式会社入社 同社グローバル・ビジネス・サービス金融事業部 パートナー 2015年6月 EYアドバイザリー&コンサルティング株式会社入社 同社ライフ・サイエンスディレクター 2017年10月 Office Kaiho設立 同社代表(現任) 2018年12月 当社社外取締役(現任) 2020年7月 スヴォーダソフトウェア(同)サービス デリバリー シニア ディレクター (所有する当社株式の数) (重要な兼職の状況) 一株 Office Kaiho代表
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>海保理子氏は、金融業界及びコンサルティング業界等において、新規事業の推進及びグローバルビジネス等の重要な業務執行経験を有しており、当社の今後の成長戦略において当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、経営全般に関する客観的、中立的かつ専門的な立場で当社の持続的な成長とコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">社外役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <p style="text-align: center;">あお き ひで ひこ 青木英彦 (1967年3月5日生)</p>	<p>1989年4月 株式会社野村総合研究所入社 同社投資調査部</p> <p>1997年1月 米国野村証券インターナショナル配属 同社調査部</p> <p>2000年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 同社東京支社 調査部小売セクター担当 ヴァイスプレジデント</p> <p>2005年7月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 同社調査部小売セクターチームヘッド マネージング・ディレクター</p> <p>2017年9月 野村証券株式会社入社 同社エクイティ・リサーチ部消費チームヘッド マネージング・ディレクター</p> <p>2020年9月 学校法人東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授 (現任)</p> <p>2021年12月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2023年6月 株式会社ワールド社外取締役 (現任)</p>
	(所有する当社株式の数) 一株	(重要な兼職の状況) 学校法人東京理科大学大学院 経営学研究科 技術経営専攻教授 株式会社ワールド社外取締役
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>青木英彦氏は、国内外における小売・流通業界担当の証券アナリストとしての豊富な業務執行経験を有しています。当社の属する業界への幅広い見地と資本市場での実務経験から、経営全般に関する客観的、中立的かつ専門的な立場で当社の持続的な成長とコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 八十川祐輔氏、海保理子氏並びに青木英彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役候補者である八十川祐輔氏、海保理子氏並びに青木英彦氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であり、八十川祐輔氏、海保理子氏並びに青木英彦氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 八十川祐輔氏、海保理子氏並びに青木英彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の増員をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> いけ むら まさ ひと 池 村 昌 人 (1964年7月23日生)	2020年4月 当社入社 2022年4月 当社監査室長(現任)
(所有する当社株式の数) 一株	(重要な兼職の状況) 重要な兼職はありません。
■監査役候補者とした理由 池村昌人氏は、長年監査業務に携わり、内部統制に関する高度な見識と幅広い知見を有するとともに、当社監査室長として内部監査の経験も有しております。これらの知識・経験を活かし、監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、同氏を新たに監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く)。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役および監査役（候補者含む）のスキルマトリックス

■各委員会メンバー

氏名		企業 経営	営業・マ ーケティング	S C M	IT・ DX	財務・ 会計	コンプライ アンス・リ スク管理	人事労務・ 人材開発	ESG・ サステナ ビリティ	ガバナ ンス委員 会	C S R・ E R M 委員会	コンプラ イアンス 委員会	内部統制 委員会	危機管理 委員会	サステナ ビリティ 委員会
●	❖	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	■	■	■
取 締 役	加藤 和 弥	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■				■
	中村 考 直	●	●	●			●	●	●		■			■	■
	日比 啓 介	●		●	●		●	●	●					■	■
	次家 成 典	●			●	●	●	●	●	■	■	■	■	■	■
	大西 高 司	●	●	●			●						■		
	● 八十川 祐 輔	●	●			●	●			■					
	● 海 保 理 子	●			●	●	●		●	■					
	● 青 木 英 彦	●	●			●	●			■					
監 査 役	中島 嘉 幸					●	●			■					
	❖ 池 村 昌 人					●	●								
	● 山 村 幸 治	●				●	●			■					
	● 森 内 茂 之					●	●			■					

- (注) 1. 上記一覧表は、各候補者に期待する主な専門性・知見です。
 2. 各委員会の体制は、2023年9月30日時点です。
 3. C S R・E R M委員会及びサステナビリティ委員会の委員長は社長、危機管理委員会の委員長は営業本部長、ガバナンス委員会、コンプライアンス委員会並びに内部統制委員会の委員長は管理本部長が、それぞれ務めております。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます山中謙一氏、太田尚史氏、菅公博氏並びに打田雅俊氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
やま なか けん いち 山 中 謙 一	2012年12月 当社取締役 2016年12月 当社常務取締役 2018年12月 当社専務取締役（現任）
おお た たか し 太 田 尚 史	2013年12月 当社取締役 2018年12月 当社常務取締役（現任）
すが きみ ひろ 菅 公 博	2016年12月 当社取締役 2019年12月 当社常務取締役（現任）
うち た まさ とし 打 田 雅 俊	2017年12月 当社取締役（現任）

また、当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、社外取締役を除く重任予定の取締役5名に対して、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の取締役退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
加藤和弥	1995年12月 当社取締役 1999年12月 当社常務取締役 2001年12月 当社専務取締役 2003年12月 当社代表取締役社長（現任）
中村考直	2015年12月 当社取締役 2018年12月 当社常務取締役（現任）
日比啓介	2016年12月 当社取締役（現任）
次家成典	2017年12月 当社取締役（現任）
大西高司	2021年12月 当社取締役（現任）

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に沿ってガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は16頁から17頁に記載のとおりであります。

なお、同方針につきましては、役員退職慰労金制度廃止後に改定することを予定しております。

第6号議案 社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬限度額は、1988年12月16日開催の定時株主総会において年額350百万円とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の取締役の報酬枠の範囲内で、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年8,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は9名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は年額30百万円以内といたします（譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。）。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- （1）対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- （2）対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容の概要は事業報告16頁から17頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

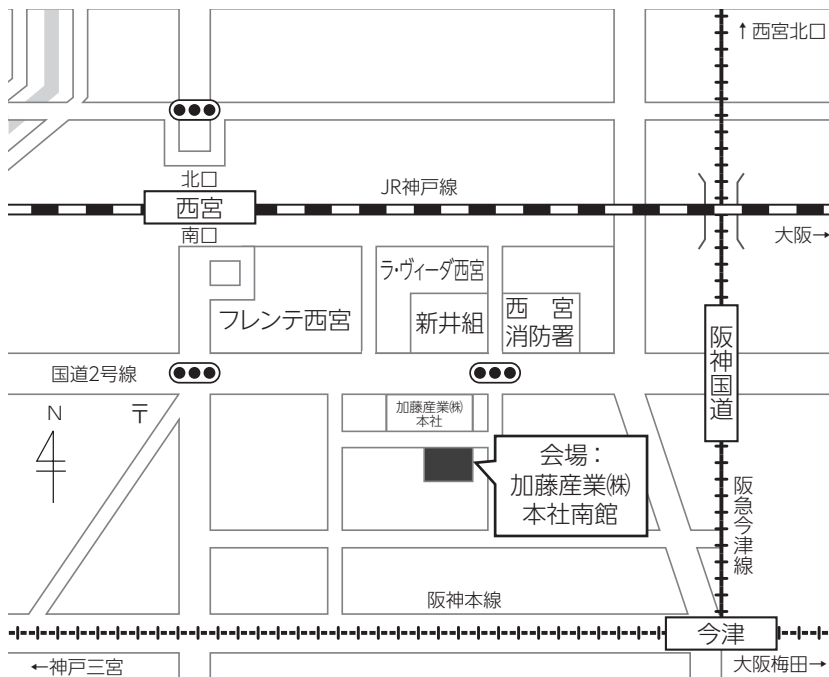
メ モ 欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場のご案内

会場 兵庫県西宮市松原町8番5号
加藤産業株式会社 本社南館4階大会議室
電話 0798 (33) 7650 (代表)

会場付近略図



交通機関 JR神戸線「西宮」駅から徒歩約5分
阪急今津線「阪神国道」駅から徒歩約7分

お願い

1. 株主総会での株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

